第12回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

1 日 時 平成25年3月19日(火)午前10時00分~11時50分

2 会 場 新潟県自治会館201会議室(新潟市中央区新光町4番地1)

3 出席者 にいがた食の安全・安心審議会委員15人のうち、11人出席

4 内容

・開会 · · · 1ページ

・議題1 基本計画の改定スケジュールについて ・・・・ 4ページ

・報告2 県民アンケートの結果について

・議題2 改定計画の原案たたき台修正版について ・・・20ページ

【事務局 福祉保健部生活衛生課 湯本副参事】

それでは、ただいまから「第 12 回にいがた食の安全・安心審議会」を開催いたします。 私、県庁内で食の安全・安心を推進するために組織された「食の安全・安心戦略会議」 の事務局を務めております福祉保健部生活衛生課の湯本と申します。本日の司会を務めさ せていただきますので、よろしくお願いいたします。

審議会の開会にあたり、新潟県福祉保健部長の若月からごあいさつを申し上げます。

【福祉保健部 若月部長】

皆さま、おはようございます。

福祉保健部長の若月でございます。

皆さまにおかれましては、年度末の大変お忙しい中、今日の審議会にお集まりいただき まして、ありがとうございます。

今日の審議会は、今年度2回目の会議でございます。

前回12月に1回目の会議を開催させていただきました。

その会議の中では、「にいがた食の安全・安心条例」に基づいて定めております基本計画が、今年度改定の時期を迎えているという中で、基本計画の素案について、皆さま方から御意見をお聞かせいただいたところでございます。

その後の経過といたしまして、現在の計画における成果指標について、結果がまとめら

れたところでございます。

その結果といたしまして、県内外の指標値については、計画策定前の 18 年度から上昇しているところでございまして、「安全・安心の取組が十分に行われている」というふうに御理解いただいている住民の割合が、目標値である 50%を超えているという結果になったところでございます。

また、今月公表させていただきました県民アンケートの結果によりますと、約7割の人が食品の安全性に不安を感じているとお答えいただいております。

また、そのうちの約6割の方が具体的な不安の要素として「放射性物質による汚染」を 挙げているところでございます。

県としては、引き続き食品の放射性物質検査を実施し、着実に皆さま方に公表してまい りたいと考えているところでございます。

今日の2回目の審議会におきましては、前回に引き続きまして、基本計画の改定に向けて、改定計画の原案たたき台の修正版、そして改定のスケジュール等について御審議いただく予定としているところでございます。

これまでの6年間で一定の成果を上げてきた現計画を基本として、今後4年間を見据えて、より実効性の高い計画を作ってまいりたいと考えておりますので、ぜひ委員の皆さまから御意見をいただければありがたいと思っている次第でございます。

本日は活発な御意見を頂戴できますようお願い申し上げますとともに、今後とも県に対し、さまざまな御助言等をいただきますようお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局 湯本副参事】

おそれいりますが、部長の若月は、この後予定しております業務の都合上、ここで退席 させていただきます。

本日は、会議資料の2ページに記載のとおり、11 人の委員から御出席いただいております。

新潟日報社の橋本委員、

上越教育大学の得丸委員、

株式会社 関本製麺製粉工場の関本委員、

原信ナルスロジテック株式会社の 秋山委員におかれましては、残念ながら日程の都合がつかず、欠席されております。

また、こちらには県庁4部局9課で組織する「食の安全・安心戦略会議」の構成員等も 出席しております。

名簿は会議資料の3ページに掲載のとおりでございます。

続きまして、本日の審議会の成立について御報告させていただきます。

にいがた食の安全・安心審議会規則第3条第2項の規定により、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、本日は、委員定数15人のうち、11人の委員から御出席いただいております。

従いまして、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

続きまして、この審議会の公開についてでございますが、県条例に基づく附属機関の会議でありますので、「附属機関等の会議の公開に関する指針」に従いまして、公開とさせていただきます。

議長についてでありますが、「にいがた食の安全・安心審議会規則」第3条の規定により、 会長が議長を務めることとなっておりますので、以降、村山会長から議長として進行をお 願いいたします。

よろしくお願いいたします。

【村山会長】

村山です。おはようございます。

この食の安全・安心の計画ですけれども、平成 19 年度から 6 年間ということで、2 つの大きなテーマ、「見える安全」と「知る安心」ということで、取組を進めてまいりました。その中で、「見える安全」というのは、検査など比較的取り組みやすかったと思うのですが、課題としては「知る安心」をどう広げていくか、それが課題ということで、この 6 年間、審議会でもいろいろな御議論をいただいてきました。

その成果ということで、今回、成果指標の結果が出されまして、目標値を達成したという結果が出されております。

それは私たちとしても大変喜ばしいことですし、この間、事務局をはじめ、県庁内の方々の御尽力もあったということだと思います。

もう一方で、アンケート結果を見ると、審議会の委員の方々も御覧になってこられたと 思いますが、本当にたくさんの意見が県民の方々から記載されていまして、多分ほとんど の方が意見を書いてくださったのではないかと思います。

こういったアンケート結果というのはけっこう珍しくて、だいたい自由記述というのは 書かないで出すことが多いのですが、本当に食の安全・安心に対する県民の関心の高さが うかがえるアンケートだったと思います。

今回のアンケートですが、前回の審議会でも意見が出ましたけど、なぜ取組が進んでいないと感じるのか、あるいは取組が進んでいると感じるのかということについての具体的な記述を見ながら、この審議会でも議論したいという意見が前回ございましたので、今回ぜひこの具体的な御意見が載っているものを元に、さらに審議を深めて、効果のある計画を策定していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

本日は、2題の議題と2題の報告を予定しています。

最初に、議題1基本計画の改定スケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

【北原生活衛生課長】

生活衛生課の北原と申します。

それでは議題1につきまして説明させていただきます。

基本計画の改定スケジュールについてでございますが、「第 12 回にいがた食の安全・安心審議会」と書かれた資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

「にいがた食の安全・安心条例」に基づきまして、平成 19 年に現行の基本計画を策定したところですが、今年度いっぱいで計画期間が終了いたしますので、現在、計画の改定作業を進めているところでございます。

前回 12 月の審議会では、事務局で作成した「たたき台」につきまして、委員の皆さま方から活発な御審議をいただいたところでございます。

当初の予定では、前回いただいた御意見を踏まえて改定原案を作成し、県民から意見を募集して改正案を作成したうえで、その改正案を本日の審議会にお諮りすることとしておりました。

しかし一方で、前回も申し上げましたところですが、基本計画の要となります成果指標を定めるにあたりまして、新潟県の最上位の行政計画である「夢おこし政策プラン」の指標と整合させる必要がございます。

現在、「政策プラン」が4年に1度の見直し作業に入っておりまして、その見直し結果を受けて、基本計画の成果指標を確定することとなります。

そのような状況から、4月以降しばらくの間は、現行の計画により施策を進めていくとともに、基本計画の改定につきましては、政策プラン見直しとの調整を図りながら、できるだけ速やかに改定原案を固めて県民の皆さま方からの意見を募集し、修正案を次回の審議会にお諮りしたうえで、改定したいと考えております。

本日の審議会では、前回判明していなかった 24 年度の成果指標値について報告させて いただきたいと考えています。

また、前回審議会でいただいた御意見を受け、改めて御審議いただきたい事項が2点ほどございますので、これらについて御審議いただければと考えています。

その1点目といたしまして、県民アンケート結果についてでございます。

前回、秋山委員から、「意識調査で『取組不十分』と回答した住民の回答理由をしっかり おさえ、それに基づき対策を立てるべきではないか」、また「アンケートで得られた県民の 生の声を審議会に提示し、事務局だけでなく審議会と話し合いながら対策を決めていくほ うが効果的ではないか」との御意見をいただきました。

前回集計中でお示しできなかった県民アンケートの結果がこの度まとまりましたので、 本日報告させていただくとともに、その結果をもとに御審議いただければと考えておりま す。

2点目といたしましては、前回審議会の御意見を受けて修正した点についてでございます。

前回、秋山委員及び柳田委員から「放射能対策の指標案」について、村山会長と城委員から「県外住民への情報発信」について、再検討を求める御意見をいただきました。

御意見を受けて、案を修正しましたので、御審議いただければと考えております。

以上、基本計画の改定スケジュールについて、事務局の考え方を説明させていただきました。

よろしく御審議いただきたいと思います。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。

基本計画の改定スケジュールが、上位計画の政策プランの見直しとの関係で少し遅れているということ、また本日の審議会では、前回積み残した事項について審議していただきたいという説明でした。

何か御不明な点、御質問、御意見などございますでしょうか。

政策プランの今後のスケジュールなのですが、時期的にいつ頃の見通しでしょうか。

【北原生活衛生課長】

政策プランにつきまして、外部の評価委員会による第2期(平成21年から24年度)の 最終評価が間もなく公表される予定でございます。 この最終評価を受けまして、近いうちに政策プラン見直し案ができあがると思いますので、その頃になれば、基本計画の成果指標も固められるものと想定しております。

今の時点で、明らかな期日は申し上げられないというところでございます。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。 他に何か、御質問などございますでしょうか。

それでは次に移りたいと思います。

報告事項になります。

報告1 基本計画の成果指標の動向について

報告2 県民アンケートの結果について

以上2点、関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 山内主任】

生活衛生課の山内と申します。

私のほうから、報告1及び報告2につきまして、説明をさせていただきます。 少し長くなりますが、御了承いただきたいと思います。

それでは、「にいがた食の安全・安心基本計画」の成果指標の動向について説明いたします。

別添資料 I 「基本計画の成果指標の最新値について」の1ページを御覧ください。

成果指標ですが、「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」としておりまして、これは上位計画である「夢おこし政策プラン」の指標と共通となっています。

この指標値の把握方法ですが、県民及び県外住民を対象に県が毎年実施している住民意識調査により把握しています。

県外住民とは、東京、神奈川、千葉、埼玉の首都圏に住む住民を対象としています。

「新潟県における食の安全・安心の取組についてどのように感じていますか」という問いに対しまして、「十分」及び「ほぼ十分」に行われていると感じる人の割合を指標値としています。

最新の 24 年度結果を含め、これまでの動向を下のグラフで表しましたので、御覧いただきたいと思います。

24年度最終結果として、県内外とも計画策定前の18年度から増加し、目標の50%を達成しました。

県内住民につきましては、24年度は55.0%と、18年度の42.3%と比べますと12.7Pの増加でした。その間の動向ですが、20年度に一度減少しておりますが、それ以外では概ね増加傾向でした。

首都圏住民につきましては、24 年度は 50.6%と、18 年度の 42.9%と比べて 7.7P の増加でした。その間の動向ですが、増加をし、近年はやや横ばいといったような経過をたどっています。

2ページを御覧ください。

24年度結果を男女で比較したデータです。

「十分」及び「ほぼ十分」を合わせた満足層については、県内データでは男女とも約55%ということで、ほとんど差はございませんでした。

首都圏の満足層は、男性約 47%、女性約 55%ということで、女性のほうが約 8P 高いという結果でした。

補足説明といたしまして、18 年度からのデータを振り返ってみますと、18 年度のみ 県内及び首都圏とも男性のほうが満足層の割合が高かったのですけど、19 年度以降は、 逆転いたしまして、女性のほうが満足層の割合が高いという傾向が見られました。

3ページに 18~24 年度の男女別動向のグラフを掲載しましたので、御覧いただければと思います。

4ページを御覧ください。

24年度結果を年代別で比較したデータです。

この結果だけを見ますと、県内・首都圏とも 40 代の満足層の割合がやや低いという 結果でした。

ただし、過去のデータを振り返ってみますと、調査年度によって年代の順位がバラバラであったり、同じ調査年度であっても県内データと首都圏データを比べて順位がバラバラであったりすることから、特定の年代について高いとか低いといったような一定の傾向は見られないということでございました。

以上、ここまでが基本計画の成果指標の動向についての説明でございます。

続きまして、報告事項2つ目の県民アンケートの結果について説明いたします。

お手元の別添資料Ⅲ「平成 24 年度 第7回県民アンケート調査報告書」と書かれた冊子の2ページを御覧ください。

調査項目といたしましては、「食の安全に関する県民意識と新潟県の食の安全・安心行政に求めること」となっています。

目的は、基本計画の改定にあたりまして、県民の意識や要望を把握し、反映することを 目的としています。

なお、先ほど御説明しました政策プランの意識調査とは別の調査となっておりまして、 対象者は異なります。

調査期間は、昨年9月から10月で、先ほどの政策プラン意識調査とほぼ同時期です。

調査対象者は、新潟県在住の20歳以上の男女でございまして、これは住民基本台帳から無作為に抽出されたアンケート調査協力員です。

350人の方にアンケート用紙を郵送し、約85%の297人の方から回答をいただきました。 男女や年代で偏りが生じないように抽出しています。

なお、このアンケート結果は新潟県民 230 万人の中の約 300 人の意見ですので、県民全体の意見との間には統計的な誤差がございます。

県民全体の意見はどうかといいますと、このアンケート調査で得られたパーセンテージのおおむねプラスマイナス 10P の範囲にあるというくらいの感覚で見ていただけたらと思います。

それでは3ページを御覧ください

問1ですが、食品の安全性について不安を感じる人の割合です。

不安を感じる人は、全体の約69%でした。

4ページを御覧ください。

今のデータを男女別、年齢別で比較したデータです。

男女の比較では、男性より女性のほうが、不安を感じる割合が約 14P 高いという結果でした。

それから、 $20\sim30$ 代、 $40\sim50$ 代、 $60\sim70$ 代の 3 世代で比べると、 $20\sim30$ 代と $40\sim50$ 代との間に 9.6P の開きがあり、 $60\sim70$ 代はその間という結果でした。

5ページを御覧ください。

先ほどの不安を感じていると回答した人の中で、具体的にどのようなことに不安を感じていますかという問いですが、「輸入食品の安全性」が約68%と最も多く、次いで多いのが「食品添加物の使用」と「放射性物質による汚染」という結果でした。

なお、昨年度も同じようなアンケートを実施していますが、昨年度もこの3項目が上位

3位を占めていました。ちなみに昨年度最も多かったのは「放射性物質による汚染」でした。

6ページを御覧ください。

今のデータを男女で比較したデータです。

中でも 10P 以上差があったのは「農薬の残留」で、女性のほうが高いという結果でした。

7ページを御覧ください。

同じく今のデータを3世代で比較したデータです。

10P以上差があるものを見ていきたいと思います。

20~30代で高いのは、「細菌やウイルスによる食中毒」「異物混入」「重金属汚染」でした。

40~50代で高いのは、「表示や宣伝の信ぴょう性」でした。

60~70代で高いのは、「輸入食品」「添加物」「農薬」「遺伝子組換え食品」でした。

8ページを御覧ください。

問2は、食品を購入する際に重視する表示事項ですが、「原産地」が約77%と最も多く、 次いで多いのが「価格」と「期限表示」という結果でした。

昨年度のアンケートでも、この3項目が上位3位を占めていました。

9ページを御覧ください。

今のデータを男女で比較したデータです。

一番上の「原産地」から下の「アレルギー表示」までの9項目の選択肢すべてで女性のほうが多いという結果でした。中でも 10P 以上差があったのは「原産地」「原材料」「栄養表示」でした。

10ページを御覧ください。

同じく今のデータを3世代で比較したデータです。

10P以上差があったものを見ていきたいと思います。

20~30代で高いのは、「価格」、

40~50代でとりたてて高いものはなく、逆に低いのが「カロリーなどの栄養表示」、

60~70代で高いものは、「食品添加物」と「遺伝子組換え」でした。

11ページを御覧ください。

問3は「新潟県における食の安全・安心の取組」についての評価ですが、こちらは先ほどの成果指標とまったく同じ質問を設定しています。

「十分」及び「ほぼ十分」を合わせた満足層といたしまして 54.3%ということで、先ほど報告しました県民意識調査で 55%という結果が得られておりますので、それとほぼ近い

値でした。

14ページを御覧ください。

問4ですが、先ほどの問3の回答理由を具体的に記述していただきました。

「十分」「ほぼ十分」「どちらとも言えない」「やや不十分」「不十分」、この5つの選択肢ごとに回答理由をまとめてあります。

これら理由のうち、比較的多かったものを整理してみますと、「十分」「ほぼ十分」につながる理由として主に2つ、逆に「不十分」のほうにつながっていく理由として主に1つ挙げられるかと思います。

まず「十分」の理由ですが、1つ目として、「地産地消」の取組を評価する御意見が多数 ございました。特に学校給食での地産地消の取組を評価する御意見が目立ちました。

具体的な記述を紹介いたしますと、例えば「他県に比べて新潟県産の食品は安心して食べられる」ですとか、「地元でとれたものを食べるのが一番安全だと思う」というような御意見でした。

このように多くの人が「地産地消」を高く評価しているのは、新潟県産食品に対する信頼が高いことの現れというふうに考えております。

以上から、地産地消の取組は、「安心感」を高めるために重要度が高いと考えられます。

2つ目として、食品検査の取組を評価する御意見が多数ありました。特に放射性物質検査を評価する御意見が目立ちました。

ただし、検査に関しましては肯定的な御意見ばかりでなく、「不十分」の回答理由として、「検査が足りない」ですとか、「放射性物質、残留農薬、添加物、こういった検査をもっと増やしてもらいたい」、こういった御意見も少数ですが、ございました。

次に「不十分」につながっていく主な理由ですが、「取組を知らない」「目にすることがない」、こういった情報発信の不足を指摘する御意見が多数を占めていました。

取組の中でも、「放射性物質検査と地産地消の取組については知っていたが、それ以外は 知らなかった」、こういったような御意見が目立ちました。

また、ホームページによる情報提供については、「パソコンがない人、ホームページを見ない人には伝わらない」といった御意見も複数ありました。

19ページを御覧ください。

問5は、県による各種の情報発信をどれくらい知っているかという認知度ですが、「新潟 日報の広報欄」が約4割と最も高く、次いで「チラシ類」、「食料品店での店頭掲示板」が 約2割という結果でした。

一方で、「見たことも参加したこともない」という方が4割に上りました。

20ページを御覧ください。

今のデータを男女で比較したデータです。

ホームページを除いて、全体的に女性のほうが認知度がやや高いように見受けられます。

21ページを御覧ください

今のデータを3世代で比較したデータです。

一番上の新潟日報の広報欄の認知度については、若い世代と上の世代とで 20P 以上の開きがございました。

一方で「見たことも参加したこともない」層につきましては、若い世代と上の世代とで 逆転して 20P 以上の開きがございました。

22ページを御覧ください。

問6は、「県からの情報提供が十分かどうか」の評価ですが、「提供されている」「ほぼ提供されている」と合わせた満足層が約27%という結果でした。

ここには掲載していませんが、これと同じ質問を先ほどの政策プランの意識調査でもほぼ同時期に聞いておりまして、そちらの結果では満足層が約35%という結果でした。

ほぼ同じ時期に同じ質問をして、こちらの結果が約8Pも低かったということなのですけど、理由としては、質問の設定が影響したのではないかと考えております。

こちらのアンケートでは、この問いの直前の質問で情報発信の認知度を聞いておりまして、そこで「情報提供が足りない」という印象が強まってしまったのではないかと推測しております。

24ページを御覧ください。

問7ですが、県民が求める情報の内容です。

「放射性物質に関する知識」が 48%と最も高く、他に「食中毒予防」「事件・違反の発生情報」「食品添加物」「食品表示」、こういった項目が 4 割を超えていました。

27ページを御覧ください。

問8は、県民が求める広報手段ですが、「テレビ」が約75%、次いで「新聞」が約58%と、マスメディアの支持が高いのに対し、一方で「ホームページ」「SNS」「電子メール」といったインターネットの手法についてはあまり支持が高くないという結果でした。

参考までに、テレビによる情報発信に、県としては今どんなふうに取り組んでいるのか という点を若干説明させていただきたいと思います。

別添資料IV「改定計画 原案たたき台修正版」と書かれた冊子の 26 ページを御覧いただ

きたいと思います。

中ほどに「活用可能な広報媒体の例」とございまして、テレビとしては、

- ・テレビスポット「県からのお知らせ」
- ほっとホット新潟
- ・週刊県政ナビ

こちらの3番組がございまして、年に複数回、食中毒予防などの情報をこちらの番組で 発信しているところでございます。

それでは別添資料Ⅱに戻っていただきたいと思います。

29ページを御覧ください。

先ほどの広報手段のデータを3世代で比較したデータです。

2番目の「新聞」に着目していただきますと、若い世代と上の世代とで 20P 以上の開きがあり、先ほどの新潟日報の広報欄の認知度が大きく開きがありましたけど、それと同じような傾向を示しました。

30ページを御覧ください。

問10ですが、食の安全・安心に関する自由意見です。

全部で100近い御意見が寄せられました。

主な御意見としては、次の3つに整理されるかと思います。

1つ目としましては、「放射性物質に関する不安と県が行う放射性物質検査への期待」がございました。

2つ目としましては、「輸入食品への不安と地産地消への期待」がございます。

3つ目としましては、「県からの情報発信の強化を求める御意見」、以上の3つにだいたい整理されるかと見ております。

最後に全体を振り返りまして、男女と年代による比較について考察を若干加えさせてい ただきたいと思います。

男女の比較ですが、全体的に女性のほうが食品への関心がやや高いことが推測されます。これは、今回のアンケートの中で、「女性のほうが食品の安全性について不安を感じる割合が高い」ですとか、「食品購入時に女性のほうが表示を重視している」、または「県からの情報発信の認知度も女性のほうがやや高い」、こういった点から推測されますし、自由意見の中でも「一般的に男性の関心が薄い。もっと勉強しなければならないと思う」、こういった御意見も記述されていました。

ただし、男女の差はそれほど大きいものではなく、情報発信の取り組み方を男女で分ける必要性は低いのかなと考えております。

次に年代の比較ですが、若い年代に情報が届きにくいことが推測されるかと思います。 県からの情報発信を「見たことがない」という割合を比べてみますと、60~70 代と 50 代以下との間でほぼ倍近い開きがございました。

一方、各世代が求める広報手段を見ていきますと、全体で支持が最も高い「テレビ」では世代の差があまりありませんでしたが、次に高い「新聞」では、60~70代に比べ50代以下は明らかに低いという結果でした。

また、インターネットが普及し、特に若い世代がインターネットを得意とするような印象が一般的にございますけど、インターネットによる広報手段は、若い世代も含めて全体的に支持が低いという結果でした。

若い世代は、情報に触れる時間的余裕がないということが、もしかしたら言えるのかもしれません。

以上、県民アンケートの結果について説明させていただきました。

【村山会長】

はい、ありがごうとうございました。

成果指標の動向と県民アンケートの結果について御報告いただきました。

御質問、御意見などがありましたらお願いいたします。

特にアンケート結果について、今後の取組にどう生かしていくかという観点での議論が 重要かと思いますので、ぜひ御意見をお願いしたいと思います。

【髙橋正博委員】

では県民アンケートのほうの質問をさせていただきます。

まず第1点は、放射性物質による汚染についてのアンケートというのは、平成23年度からなんですよね。それ以前はやっていたのかどうかということが一つ。

それと、県のホームページで調べさせていただいたのですが、この県民アンケート調査、 私が見落としたのかどうかわからないのですが、平成 23 年度とあとは平成 18 年度しか載 っていないんですね。

それで、平成18年度と23年度、24年度の調査項目が多少違うとは思うのですが、そこで出てきている傾向は、やはり(不安要因として)食品添加物と農薬の残留が多いわけですね。あともう一つ、輸入食品の安全性ということが出ていますが。

輸入食品については、問2の質問で「原産地表示を注意して見ている」ということと、 これが連動しているのかなと思いますが。

食品添加物については、問2の質問では、第5位に後退しているんですね。そうすると、 意識の中では、食品添加物とか農薬とかいろいろ考えているのだろうけど、現実に食品を 買う場合にあまりここに注意していないと。

ここをどういうふうに評価をしたらいいのか。そのへん、もし分析をされているのであればお聞かせ願いたいと思っています。

【村山会長】

それでは、放射性物質の項目がいつから入っているのかという点と、添加物について、 事務局からお願いします。

【事務局 山内主任】

御質問いただきました1点目、食品の安全性に不安を感じる、その中でも放射性物質の 汚染について不安を感じるというデータのアンケートを取り始めたのは、23 年度のアンケートからでございます。

昨年度と比較いたしますと、昨年度は前段の食品の安全性について不安を感じるという 全体の割合が約70%(正確には74.7%)ということで、今年度よりも昨年度のほうが少し 高かったというような状況でございました。

不安を感じる割合の中で、放射性物質による汚染を挙げた方は、昨年度も今年度もだいたい同じくらいの割合でございました。 (23 年度 64.7%、24 年度 63.7%)

それと、添加物につきまして、不安を感じる割合が高かったということに対して、実際に買い物をするときに添加物の表示を見るという割合がやや下のほうに後退しているという点でございます。

これは推測の域を出ないのですけど、添加物については、専門用語など難しく、なかなか一般的に理解しづらい問題なのかなと。

だからなんとなく添加物については不安を感じるけれども、実際に買い物をするときに表示を見ても、まずどこからが添加物なのかがわからないとか、添加物の物質名が横文字で並んでいるのだけれども、見てもなかなかわからないというような、そういう意識がもしかしたら県民の方にあるのかなというふうに考えております。

これは個人的な意見も含まれてしまうかもしれませんけど、私も家族で買い物するときに、添加物が入っているか入っていないかを比べたら、入っていないほうがいいかなと。

添加物について、細かく表示を見るまではしないけれど、添加物が入っているか入っていないかでいえば、入っていないほうを好むというような意識がもしかしたら一般的に多いのかなという印象を持っています。

【村山会長】

髙橋委員、いかがでしょうか。

【髙橋正博委員】

はい、いいです。

【村山会長】

他にいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

【北原生活衛生課長】

髙橋委員からのもう1点の御質問として、県民アンケート、平成18年度のものを見たけれど、あとは23年度まで見ていないということについてです。

これにつきまして、平成 18 年も基本計画を策定する前年でございまして、今回も基本計画のちょうど改定の時期にあたっているということで、その前年に県民アンケートをお願いしているという経緯がございます。

【村山会長】

他に御質問、あるいは御意見、御提案含めてお願いいたします。 はい、城委員。

【城委員】

県民が安心を得るためには情報発信が非常に重要であるということで、このアンケートでも情報提供が不足しているということを指摘する意見が非常に多かったのですけど、広報活動として期待する方法・媒体としては、テレビ、新聞等という形で挙げられています。

ただ、先ほど御説明いただいたように、実際に「テレビスポット」とかいろいろなテレビ番組でも広報活動していますし、新聞でも新潟日報で「お知らせ」という形で出しているかと思うのですけど、実際にこれはどのくらいの経費をかけながらやっていらっしゃるのか。

また、今後増やしていくことが可能なのか、かなり経費がかかっているので、これ以上 増やすというのはなかなか厳しいのか、どういった状況なのかということを教えていただ けますでしょうか。

【村山会長】

はい、お願いできますでしょうか。

【事務局 山内主任】

テレビ、新聞を使った広報にどれくらいの経費をかけているのか、今後増やしていける のかという御質問でございますけど、県全体で広報の関係を取り扱っております「広報広 聴課」というところがございます。

そちらで新潟県の広報番組として先ほどの3つの番組の枠を確保しているということと、 新潟日報の毎週日曜日の「県からのお知らせ」という広報欄、こちらのほうも確保してい るのですけど、端的に言えば、その枠を各部局が奪い合うというような状況になっており ます。

毎月、広報の要望を調査しておりまして、各部局が「こんな広報をあげたい」という要望書を広報広聴課に提出いたしまして、そのうち、全体的に見て重要度の高いものから優先して採用されていくというようなことでございます。

限られた枠を奪い合うというような状況でございますので、これから飛躍的に回数を増やすということまではなかなか現状では難しい面もございますが、食品の安全につきましては、比較的優先度が高いと認識してもらっているのかなということで、採用率は高いというふうに見ております。

今後も必要性、重要度を訴えかけるような要望をしていきながら、枠をどんどん確保していきたいというふうに考えております。以上です。

【村山会長】

他にいかがでしょうか。 はい、髙橋委員、お願いします。

【髙橋一成委員】

今お話を伺っていまして、パブリシティといいますか、題材として取り上げていただく 努力というのがやはり大事だと思うのです。

前回も、せっかく努力していただいていることを情報発信するということが大事なこと だというようなお話を申し上げたような記憶があるのですけど、

例えば、今日がいいのかどうか別にしても、マスコミの皆さんへの棚入れの仕方だとか、 あるいは一定の区切りのところでは、きちんと会長とか事務局の皆さんで、マスコミの皆 さんに情報を提供していく、題材として報道機関から取り上げていただくような努力をし ていく、そういうことがやはり大事じゃないかなと思いますので、御検討いただければと 感じました。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。 それでは柳田委員、お願いいたします。

【柳田委員】

アンケートの中で女性の方から「子どもや学生など若いうちから」というようなコメントも書いてありましたが、今、(新潟日報で)毎週「ふむふむ」という「こども新聞」が出ておりまして、今日は交通標識が出ていましたが、絵ですごくわかりやすい。

今後、先の話になりますが、(食品)表示方法などいろいろ変わっていく部分で、そこにも掲載されると、親子一緒に見る機会があるんじゃないかなと思いまして、発言させていただきました。

新学期を迎えて、今日の交通標識の記事がすごくわかりやすかったので。よろしくお願いします。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。 何か事務局からコメントありますか。 はい、お願いします。

【北原生活衛生課長】

ただいまの高橋委員、それから柳田委員の御意見を頂戴いたしました。 その方向でできる限り前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。 よろしくお願いいたします。

【村山会長】

その他にいかがでしょうか。 片山委員、お願いします。

【片山委員】

アンケート結果を見るとですね、県がどんなに努力しても、安心だって言えないことの ほうが多いんじゃないかと思うのですね。

食品添加物の問題にしてもそうですし、原産地の問題にしてもそうですし、放射線の問題にしてもそうですし。

検査をいくらやっても、安心だと皆さん思ってくれないですよね。

安心の基準が国から明確に示されていないということが一つと、明確に示されている中で、マスコミが勝手に違う基準を持ち出しているので、「本当にこれでいいの?」という部分が大きいと思うんですよね。

もっと極端に言うと、放射能って誰もわからないわけで、50年後どうなるのかわからな

いのに、今騒いでいるということを何とかしろって言っても、これ不可能な話だと思いませんか。

残留農薬の問題がいろいろ出ていますけど、国産であれ、海外から持ってくるものであれ、ほとんどのものが農薬を使わずに作るってことは不可能な状態で、基準が決められていて、農薬はここまでと、この野菜に対してこれだけしか使ってはいけませんよと基準がある。

その中で行われているということ、なぜこの基準ができたかということを消費者の方は 全く知らないんですよね。

極端な話ですけど、365日3食摂ったら、何十年経ったときにどうなるかということを検証して、出されているものなんですよね、添加物にしても。

だけど、1回基準をオーバーしたものが出たとなると、これですぐに体に危害が及ぶというような発想で、消費者の方はとらえてしまう。

そういうところをちゃんと啓発活動していかないと、多分、どんなことをやっても、検査をいくらやっていっても、もっとやれという話になって、全品検査というような話になってしまうということをアンケートの中で書いてあるんだと思うんですよね。

もっと極端に言うと、33ページの女性の40歳から59歳の方の一番初めに出ているのですけど、「売られている食品を安心して口にできるようにもっと多くの食品検査してください」。売られているものが安心だと思っていないということですよね。

売られているものが安心だと思っていない方がいるということ自体が、どんなにやって も無理だと。「安心」って心の問題なので。

「安全」は、皆さん、担保するためにいろんな形で努力されると思うのですが、「安心」 って「なぜ安心なんですか」という根本のところを広報する活動をしないと。

これは多分国の問題だと思うのですけど、県でいくらやってもちょっとできない部分だと思うのですけど。

添加物にしても、農薬にしても、原産国の表示の問題にしても、なぜそうなっているか ということがわからないと。

この審議会の進め方は別ですけど、このアンケートに関しては、満足な状態を作るということを目標として成果指標にするということであれば、これがある限りは、50%を超えたところでトコトコしているだけになってしまって、70%、80%というところには…。

活動されているのに、評価をされないというのが、現実なんじゃないかなと。

これだけのことをせっかくやられても、評価が **50**%で終わっちゃうというのは、ここが 一番の問題なんじゃないかなというふうに思います。

ただ、これが解決できる問題じゃないというのが非常に…。

なので、この指標自体が「50%の満足を超えたからよかったね」ということなのか、「50% を超えたことはすごいことだ」というふうにもっと評価されるべきなのかもしれないと私 は思います。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。

やはり、情報の中身も今後検討の課題になってくると思いますので、御提案ありがとう ございました。

他に…、浦上委員、お願いします。

【浦上委員】

今、片山委員の言われたことは本当にもっともで、要するに「安全」というのは科学的 にある程度までは証明できる。100%は証明できないですけど。

「安心」というのは、「安全」だと言った人を信頼するかどうかですよね。

アメリカでアンケートをとってみて非常に頼もしいと思うのは、FDA (アメリカ食品医薬品局)ですよね。

国民のそこに対する信頼度はけっこう高いんですね。

「FDA が言ったのだから、まあいいじゃないか」という評価をするわけです。

ところが日本の政府は残念ながらそれだけの信頼を得ていない感じがするんですね。 ですから日本の政府が「これで安全です」と言っても、「本当?」という反応なんです ね、国民の多くは。

私はそこが一番問題になっているんだろうと思うのです。食品の安全とか放射線の安全 に関しては。

ですから、そこを信頼度を上げていくというのは、県も必要ですけど、もっと国がよっぽど時間をかけてやらないと、できないものだろうと思うのです。

おっしゃるとおり、これが何パーセントだったらオーケーなのかというのは、なかなか何とも言えないなと。

ただ、中にはスーパーに売っているものが危ないというふうに思っている方もいらっしゃると思うのですけど、それは比較的少数派で、これ(アンケート)を見ると、けっこう多くの皆さんが食品の安全性を気にしていながら、結局買うときは値段を見るということですから。

そっちを優先するくらいだったら、まあそこそこ安心しているんじゃないかなと僕は思

っているのですけど。そんなところです。

【村山会長】

ありがとうございます。 はい、お願いします。

【北原生活衛生課長】

今の片山委員、それから浦上委員、大変貴重な御意見ありがとうございました。

県のほうといたしましても、県民の皆さま方との相互理解を図っていく、県民の皆さま、 消費者だけでなく、食品事業者の方々も加わっていただいて、行政と三位一体となって相 互理解を深めていく、それが一番重要なことではないかと思っております。

そのために「にいがた食の安全・安心条例」を制定させていただいたと。

それを受けまして、私どもとしましては、平成 24 年度、県内 20 会場でリスクコミュニケーションを実施させていただいております。

また、23 年度におきましては、県内 21 会場で、約 3,700 人の方に御参加いただいている と。そういう中で、いろんな御意見をやりとりして、少しでも皆さま方と相互理解ができ たらと。

この取組は一番重要な取組の一つということで、取り組んでいきたいと思っております ので、よろしくお願いいたします。

【村山会長】

ありがとうございました。

絶対というものがない中で、どうやって相互理解をしていくかというところが重要だという御発言でした。

それでは時間の関係でまだまだ御意見あろうと思いますけど、御不明な点は事務局の生活衛生課にお問い合わせいただければと思います。

続きまして、議題2に移りたいと思います。

改定計画の原案たたき台の修正版について、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局 生活衛生課 渡辺参事】

生活衛生課の渡辺と申します。

議題2 改定計画の原案たたき台修正版について説明いたします。

別添資料Ⅲを御覧いただきたいと思います。

こちらは、改定方針案の全体像を表すために作成した資料で、前回審議会でお示しした

ものに修正を加えたものです。

前回からの主な修正点としては、左側中段の現計画の進捗状況について、先ほど報告1で申し上げたとおり、成果指標の24年度結果が目標を達成した点、それから右下の改定スケジュールが当初から予定変更になった点です。

その他、表現やレイアウトで細かな修正がいくつかありますが、施策体系など基本的な 部分に変更はございません。

続きまして、別添資料IVを御覧いただきたいと思います。

こちらは、前回審議会でお示しした改定計画の原案たたき台に修正を加えたものです。 主な修正点を説明申し上げます。

まず前回審議会の御意見を受け、修正した2点です。

19ページを御覧いただきたいと思います。

1点目は、施策 6 「食品の放射能対策の推進」の達成度を測るための取組指標についてです。

前回、「食品の放射性物質汚染について不安を感じる県民の割合」という指標案を提案 したところですが、秋山委員と柳田委員から「不安割合よりも、放射性物質検査の取組の 周知度や理解度を指標としたほうがよい」というような御意見をいただいたところです。

御意見を受け、再度検討した結果、前回の案に代えまして、19 ページに掲載している6つの指標を今回提案するものです。

No.11 の「県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合」は、周知度を測る指標として考えています。

この指標は、「施策9 県からの情報発信の強化」の指標と共通のものでありまして、放射性物質の情報だけでなく、食の安全・安心情報全体を評価する指標となりますが、県民アンケートの結果からもわかるとおり、現在、放射性物質に対する県民の関心がかなり高いということから、放射能対策との関連性がかなり深いと考えられます。

続きまして、No.12 から 16 の 5 つの指標でございますが、ホームページ、メールマガジン、店頭掲示板、出前講座など情報発信の取組に関する指標です。

これらの指標は、施策 9 や 11 で設定されている指標と共通でありまして、放射能対策に 固有の指標というわけではありませんが、あらゆる発信手段を総動員して放射性物質関連 情報を積極的に発信していくという位置づけで、放射能対策の指標として設定するもので す。

例えば、県民から保健所に食中毒予防のテーマで出前講座の依頼があった場合、当然、 食中毒予防の内容をメインとして講座を行いますけれども、講座のどこかで放射性物質検 査のPRを織り交ぜてさせていただくといった取組でございます。 このように、あらゆる機会をとらえて、放射性物質検査に関する情報を今以上に積極的 に発信していくという姿勢で関係機関が一斉に取り組めば、県民の周知度・理解度の向上 につながっていくのではないかと考えています。

なお、18ページの下段を御覧いただきたいと思います。

県の取組の「2 検査結果及び検査体制等に関する情報発信」の書きぶりも前回から修正 しております。

文の頭に「放射性物質検査の実施状況や検査結果の見方等が県民に広く周知されるよう」 という部分を書き加えることで、周知・理解を深めていく旨を明確化しました。

続いて、2ページを御覧いただきたいと思います。

2点目は、「県外住民への情報発信」についてでございます。

前回、村山会長と城委員から、「成果指標を『新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合』としているけれども、県外の住民に新潟県の取組を伝える手法・ルートがあるのか。ないのであれば、指標を県内住民だけにしてはどうか。」というような御指摘をいただいたところです。

御指摘のとおり、県外住民向けの情報発信については、現状ではインターネット以外で 特に行っていないという状況でございました。

計画改定後の成果指標については、政策プラン見直しとの関係から現時点で未定でございますが、事務局としては、現行の成果指標を引き続き設定したいと考えており、2ページの点線枠内のような案を想定しているところでございます。

グラフの下のほうの文章を読み上げさせていただきます。

「『県内外の住民』とした理由は、にいがた食の安全・安心条例第1条の中で『安全で安心な食品等を消費者に提供できる新潟県を築く』ことを目的の一つと定めていることから、新潟県民だけでなく、県外住民の満足度も重要と考えるからです。」

この観点から、今後も県外住民を含めて指標に設定したいと事務局としては考えている ところです。

そこで、県外住民への情報発信を具体的にどのようにするかという点でございますが、 27ページを御覧いただきたいと思います。

中ほどに「6 県外住民への情報発信」という項目を新たに加えました。 検討すべき発信手段の例として、3点ほど考えております。

1点目は、県外にある新潟県関係機関と連携した情報発信です。

具体的には、東京都渋谷区表参道に新潟県のアンテナショップ「ネスパス」があります

が、そこでのパンフレットの設置などを考えています。

2点目は、県外からの旅行客に対する情報発信です。

具体的には、観光部門とのこれからの協議になりますが、例えば、食に関する観光地へのパンフレットの設置や、観光情報のホームページへのリンクの設定などを考えています。

3点目でございますが、全国又は広域組織のネットワークを活用した情報発信です。

食に関する全国会議やブロック会議などの機会をとらえまして、新潟県の取組をPRしたり、広域組織、具体的には「全国食品安全自治ネットワーク会議」という自治体連携組織がありますが、そこのホームページに新潟県の情報を掲載したりすることを考えています。

その他の修正点について説明いたします。

5ページを御覧いただきたいと思います。

前回は掲載しておりませんでした各施策の取組指標の一覧を、5ページから6ページに 掲載しました。

13 施策すべてに1つ以上の指標を設定しています。

複数の施策に重複して設定している指標が一部ありますので、重複を除いて全部で27項目の指標を考えています。

続きまして25ページを御覧いただきたいと思います。

「施策9 県からの情報発信の強化」の現状と課題ですが、先ほどの報告で申し上げた県民アンケートの結果を反映しました。

アンケートの結果、県民ニーズの高い情報として、1位「放射性物質」、2位「食中毒 予防」、3位「事件・違反情報」という結果でしたが、これらについて、どのように情報 発信していくのかという点について御説明したいと思います。

第1位の放射性物質に関する情報については、先ほど指標の修正案のところで説明させていただいたとおりでございます。

2位の食中毒予防に関する情報については、26ページを御覧いただきたいと思います。 下段の「3 食中毒予防情報など重要情報の効果的な発信」として、食中毒予防情報を効果的に伝えるため、食中毒の流行期間中に、単発ではなく「第1号」「第2号」といったように連続的に発信しています。

例えば、新潟県は全国的に毒きのこ食中毒の発生が多いことを受け、予防策の一つとして、秋にきのこ採りをする県民向けに「きのこ情報」を毎週発信しています。

これは、県内保健所等に持ち込まれた野生きのこの鑑別相談件数を元に、県森林研究所などのコメントを添えて、毒きのこの発生情報を発信する取組です。

同じように「ノロウイルス」「腸炎ビブリオ」についてもそれぞれの流行期間中にシリーズもので注意情報を発信しています。

3位の事件・違反情報については、26ページ上段に記載しておりますけど、ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」に事件・違反があったら随時掲載しておりますし、報道発表も行っております。

以上、改定計画の原案たたき台修正版について説明させていただきました。 よろしくお願いいたします。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。

それでは、今回でおよそのとりまとめとなりますので、全体を通してけっこうですので、 この修正案につきまして御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

御質問、あるいは気になる点、追加、修正、何でもけっこうですのでお願いいたします。 はい、城委員、お願いします。

【城委員】

広報活動に関して、ホームページの指標で今回目標として定められているのが、8万人、 現状が78,200人なので、結局1,800人くらいしか増えてないような目標値になっているの ですけど、ホームページを見て情報を得るという機会は少ないかもしれませんが、やはり これから情報社会になっていくので、あまりにも少ないような目標の設定値ではないかと 思うのですが、いかがでしょう。

もうちょっと目標を高く持つといいんじゃないかと思うのですけど。

【髙橋正博委員】

関連していいですか?

【村山会長】

はい、お願いします。

【髙橋正博委員】

ホームページのことで御意見があったので私も。

前回このホームページの件で申し上げたのですが、前回は開くのに十数秒と言ったので

すけど、今回またいろいろ調べるのにですね、食の安全インフォメーションを開いたんで すね。

それが40秒以上かかるんですよ、開くのに。

これは通常のインターネットでウェブサイト開く時間から考えると破格に長いんですよ。 ですから前回も言いましたけれども、これ技術的に何とか解決できないのかどうか。

それだけ情報量が余計に詰まっていて、サーバーのほうに問題があるのかどうかわかりませんけれども、県が独自に作っているんじゃなくて外注されているのかどうかわかりませんが、早急にやらないと、アクセス数を増やすという意味でも必要じゃないかと思うんですね。

書いてある中身はきちんとした中身で、私たちが本来知っておくべき内容が多いわけで すから、そこをぜひお願いしたいと思います。

それともう一ついいですか。

私、きのこの関係でいろいろやっていますが、果たしてこの基本計画と具体的にどの程 度関わるかわかりませんが、各町村に道の駅とか直売所がございますよね。

あそこに農家の方が作られた漬物とか惣菜だとか売っていますけど、あれを直接検査したりする部署がどうなっているのか、そこに対してはどの程度の行政としての関わりがあるのか、若干心配なことがあるんですね。

というのは、私、きのこだけなんですけど、昨年実はある直売所で、保健所に持ち込まれて私らが鑑定すると、「一応毒きのこですよ。ただ、こういうふうに処理して食べれば、 大丈夫ですよ。」というきのこがありました。

ところが売っている担当者はわからないんですね。

昔から食べられていたというだけで、出しているというケースがございましたものですから、ああいうところは行政の誰かが検査をしているのかどうか。

例えば一昨年、長野県のそういったところに「クリタケ」とまちがえて「ニガクリタケ」が出ていたとか、「ウラベニホテイシメジ」じゃなくて「クサウラベニタケ」が出ていたとか。

このデータから見ると新潟県は特にきのこ中毒が多いとなっていますけど、そのへんはどうなのかなと。

それともう一つはですね、昨年新聞に出ていたのですが、ある自然食品を料理して食べるところに「アジサイ」というのがあったんですよ。

私、実は県のほうにお電話をして「アジサイは毒草だから」ということで言ったのですけど。

そういった監視と言ったらいいかわからないですけど、個々にやられることについてま

で、全部行政の責任だとは私は思わないですけど、少なくともああいった正に地産地消の 原型みたいな販売店のところがどういった監視網というか、規制に入っているのかという ことをお聞きしたいなと。

【村山会長】

はい、3点ございましたが、ホームページに関する目標値の問題と、時間の問題、そして直売所等の直接販売される場所との関わりについて、事務局からコメントいただければと思います。

【事務局 山内主任】

今ほど城委員と髙橋委員から御指摘いただきました県ホームページの閲覧数、それから 今ページを見るのが非常に重いということについて、お答えさせていただきます。

ホームページ閲覧数の目標として、8万回というのは23年度の78,200回に比べて、ほとんど増えていない、目標値としては少ないのではないかという御指摘をいただきました。 事務局といたしましても、ここの目標回数の見通しがなかなか立ちづらいところでございます。

と言いますのも、現在放射性物質の問題がございまして、その影響でこのホームページ に検査結果を日々公表しておりますので、それを見に来る方が多いということです。

22 年度の5万回から23 年度は78,000 回くらいと、今までの傾向から比べれば急に増えたということがあります。

逆に放射性物質の問題について、このままずっと関心が高い状態が続くのかどうかというのがなかなか見えてこない中で、ちょっと控えめに8万回というような数にさせてもらったと。

たしかにここの回数につきましては、今年度の閲覧数も分析しながら、再検討させてい ただきたいと思います。

それからホームページを御覧になるときにページを開くのに非常に時間がかかるという ことは前回も御指摘いただきまして、非常に申し訳なく思っているところでございます。

現在ページの管理が行き届いていない部分もございますので、来年度、一度整理をして不要なページを削除したりとか、大事なページを見やすくしたりということで、改善をしたいと思います。

ホームページを開く時間もかからないような方向で来年度、本格的に作業をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【北原生活衛生課長】

道の駅等の直売所につきましては、私どもともう一つの部局のほうからお答えさせてい ただきます。

まず直売所で物品販売するときに許可が必要なものと、そうでないものがございます。 食品衛生法で34業種、それから条例で8業種、全部で42の業種については許可が必要です。

例えば条例ですと、弁当類・惣菜類を販売するようなところだとか、漬物を製造するようなところだとか、そういうものはすべて条例の許可業種になっています。

ですから農家の方々が自分で漬物を製造して、直売所等に持ち込むというようなところにつきましては、まずその製造場所で許可を取っていただきますので、そのときに私どものほうではいろいろと指導をさせていただいていると。

そうでないと、許可が下りないという状況です。

それから、豆腐を製造するようなときにも当然、製造許可が必要です。

農家のお母様方が集まってグループを立ち上げてやっているケースもたくさんございます。

ですから許可業種については、許可の段階で必要な表示ですとかいろんな基準、それを指導いたします。

そこで作られたものが、例えば道の駅とか直売所に持ち込まれて売られるということです。

ただし、委員御指摘のように、例えば山から採ってきた山菜とか、きのことか、若しく は畑で採った野菜とか、そういうものを販売する場合は、許可の対象にはなっておりませ ん。

そういう部分については、私ども衛生部のほうで日常の監視の中で、これから特に山菜の時期になりますので、まちがいやすい山菜、例えばそんなことはあり得ないと思うのですが、ウルイとまちがえてバイケイソウを売るとかですね、そういうところについては、許可業種のあるところの監視のついでに、そのへんも見させていただいているというのが、私ども衛生部のほうの現状でございます。

【食品·流通課 平野課長補佐】

食品・流通課です。

私ども地産地消の観点から直売所及び直売所に出荷されている農家の皆さんに対して、 いろいろ情報発信させていただいています。

その一つの手法として、研修会等させていただいておりまして、例えば研修会の中で、 表示の話などテーマを設けていろいろお話をさせていただいているところです。

また、研修会以外にも、例えば最近あったお話ですけど、モロヘイヤの芽ですか、ちょ

っと記憶が正確じゃないかもしれませんけれども、それは毒があるということで、そういったものが直売所に出されないようにということで、そういった情報発信をさせていただいております。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。 はい、川井委員

【川井委員】

情報発信の場として出前講座の回数が5回増えておりますけど、大変御苦労様だと思います。消費者協会にもいつも御案内いただいておりますけど。

情報発信されているのだけれども、なかなか若い世代にキャッチしてもらっていないということが出ておりましたけれども、土日とか夜とか、そういう若い方たちが出やすいような設定というのはお考えでしょうか。

【村山会長】

はい、いかがでしょうか、出前講座について。

【事務局 山内主任】

食の安全・安心出前講座につきましては、可能な限り、土日、夜間にも職員を派遣して おります。

今年度も、まだ集計は終わっていませんけど、私の把握している限り、土曜日に2回ほど派遣をいたしました。

それから夜間についても、今月の下旬に夜に来てほしいという要望もございましたので、 職員を派遣する予定でございます。

そのへんはできるだけ対応したいと思っております。

【村山会長】

そうすると、出前講座あるいは意見交換会の指標に関してなのですが、参加者数を指標にするよりもやはり回数のほうがいいのでしょうか。

どのくらい広がったかということを測るのであれば、参加者数を指標にしたほうがいいような気もするのですが、いかがでしょうか。

【事務局 山内主任】

御指摘のとおり、参加者数というのも有効なバロメータになろうかとは考えております。 ただ、意見交換会の手法につきまして、以前はできるだけ大きな会場にたくさん人を集 めて、講演会形式で行うというやり方を主にやっておりました。

しかしながら、大きな会場ですと、説明者が一方的にお話をして、会場の方々は聞いているだけ。発言・質問の時間を設けても、ごく少数の方しか発言できないというようなこともあり、必ずしも参加者の満足度が上がらないこともありまして、近年では、できるだけ満足度が上がるような方法も考えていこうと。

具体的には、できるだけ少人数で、顔と顔を合わせて意見交換をしたりですとか、あと はいろんな食品の関連施設に見学するツアーを組みまして、それにプラスして最後に意見 交換をするというような見学会付きのものもやっております。

こういったものは非常に満足度が高いということなのですけど、逆に一度に大人数には 対応できないというようなこともあります。

より多くの人に広めたいというのもありますし、ただ、せっかく参加してくれた人の満足度を高めたいというのもありますので、現状では回数ということで設定をさせていただいているところでございます。

【村山会長】

ありがとうございます。

他に御意見…、はい、上原委員お願いします。

【上原委員】

上原です。

10番目の農薬販売店に対する講習会の受講者数の新目標が現状より減っているのと、27番目の農薬管理指導士の認定者数もやはり現状より減っているわけですが、これは必ずしも増えればいいということではないということで目標値が設定されているということなのでしょうか。

なんでも増えればいいということではないのかもしれませんが、せっかくなら、もっと増えていったほうがいいのかなと思いました。

【村山会長】

それでは、農薬販売店等に対する講習会受講者数と農薬管理指導士の目標値について、 説明をお願いいたします。

【農産園芸課 牛腸課長補佐】

農産園芸課の牛腸と申します。御指摘ありがとうございます。

農薬管理指導士など農薬関係の取組指標の設定の中で、現状と目標の数値の相対関係と

いうことかと思います。

お話のあった項目につきましては、実績値の部分ではやはり年次による変動もある中で ございますけど、目標の部分といたしましては、例えば農薬販売店数の動向ですとか、そ ういうものも加味しながら、目標増がなかなか難しいと判断したものについては、現状維 持のような形で設定させていただいているところもございます。

御指摘の2つの指標につきましては、増加させずに維持の形で設定させていただけないかということで、この御覧いただいている数字となっております。

そういうことで御理解いただけないかと思います。

【村山会長】

この単発の数字を見ると減っているみたいに見えますけど、経年変化を見ていくと、上下しているということですね。現状維持ということですね。

それでは他にございますでしょうか。 はい、城委員、お願いします。

【城委員】

食の安全を得るためには、一つは県民の方から科学的な知識を正しく理解してもらうというのが非常に大事なことだと思います。

そういった点で教育というのは子どもの頃からそういった食に関する情報に触れるということで、先ほども柳田委員のほうから子どもたちに対する情報提供という話もありましたけど、多分こういった数値にはすぐには反映しないとは思うのですけど、長い目で見ると、食の安全を得るためには非常に効果的だと思います。

小さい子というのは頭が柔軟で、私たちくらいの年代になると、「これ安全だよ」と言われても「本当かな」という気がするのですけど、子どもたちは非常に素直に頭に入れてくれますので、教育って非常に大事だと思います。

「食育」とかそういう部分に関係するような中身になってくると思うのですけど、「食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進」の中に小さい子どもたち、小学校、中学校、高校、そういった中身というのが今のところ入っていないというのがちょっと気になるところで、そういった学校教育と連携しながら食育を広げていく、そういったこともお考えいただけるといいんじゃないかと思います。

新潟県の食育推進計画自体も 25 年度からという形になっているので、そういったところと連携しながらそういった中身を考えていただけるといいんじゃないかと思います。

【村山会長】

はい、御指摘ありがとうございました。

コメントいかがでしょうか。食育との関係で。

たしかに科学的な考え方を身につける場ってなかなか難しくて、そういった意味で子どもの頃からの考え方の問題はけっこうあると思うので、重要だという御指摘ですけど。

【内野保健体育課長】

保健体育課です。

ただいまの城委員の御指摘大変ごもっともで、県としても、教育委員会の努力目標として食育の推進を進めているところであります。

具体的には各学校に栄養教諭を配置しまして、学校給食を生きた教材として、小学生の 頃から食育の取組を進めております。

そういう意味では、着々と進めているというふうに思っております。

現状ではそういう形で対応させていただいております。

【健康対策課 永瀬参事】

健康対策課です。

健康対策課の計画としまして、「新潟県食育推進計画」を現在策定中ですが、これもまだ年度内に完成できるところまでに至っていません。年度をまたいで完成という見込みになっております。

その食育推進計画の中で、「安全・安心」という観点ももちろんあるのですけど、こちらのほうは「食を通じた健康づくり」ですとか、「家庭における食を通じた子どもの育成」ですとか、そういう観点のほうを重視して計画に取り組んでいるところでございます。

別添資料IVの33ページに食育推進計画との共通の指標でありますけど、22番「食育に関心を持つ県民の割合」ということで、「検討中」となっておりますのは、本体の食育推進計画のほうがまだ完成していないということで「検討中」としておりますけど、まもなく皆さんに数値をお示しできるのではないかと考えております。

【村山会長】

ありがとうございました。 はい、浦上委員

【浦上委員】

食育推進計画を作られるということなので、その中にぜひ、安全の部門を入れていただ きたいなと。

今まで私も食育のことに関して市や県にお話しさせていただいたことがあるのですけど、

そういうところの計画ですと、ほとんどが栄養なんですね。栄養であったり、メタボ対策 であったり。

ところが「安全」というのが、日本では当たり前になっていると思っているかもしれませんが、意外とそうでもない部分がありますので。

特に、「何で冷蔵庫があるの?」と子どもに聞いてもわからないんですね。「冷たいコーラが飲めるから」「そうじゃないんだよ」ということをきちんと教えてほしいと思います。

そういうことを食育推進計画の中に入れていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

【健康対策課 永瀬参事】

現在も部分的には安全の部分もありますけど、再度検討させていただきたいと思います。

【村山会長】

私自身も食育の計画のメンバーになっておりまして、正直難しいですね、教えるのが。 食育をずっとやってきた側からすると、そういうテーマに慣れていないということもあり ますので、ぜひ連携をさせていただきまして、よろしくお願いしたいと思います。

はい、柳田委員お願いします。

【柳田委員】

食育の関係で安全面ということで、昨年度、県と一緒に開催させていただきました「食の安全・安心を考える講演会」の中で、順天堂大学の堀口先生ですか、学校の保健の先生方とカードで遊ぶツールを作られたそうで、それが神経衰弱のようにしたり、いろんなパターンがありました。

私たちも先生のもとでデモンストレーションでちょっとまねてみたのですけど、なかなか生協の組合活動の中で進んではいないのですが…。

そういうツールもありますので、学校の低学年から、「衛生のこと」とか、「手洗いをなぜするのか」とか、「うがいをなぜするのか」とか、そういうことから、親御さんに食品が流通するためには添加物が必要なことも…というような流れが伝わっていくのかなと思ったりしましたので。

そういうツールも使っていただいて、広めていただければと。

それと、前回長岡のほうで食育の講演会がありましたので参加したのですけど、県のほうの食育の数値には、そういう市の報告は一緒に入れられるのでしょうか。

それとも県でやる部分だけの数値目標という形なのでしょうか。そこをちょっとお聞き

したいと思ったのですけど。

【村山会長】

後半の御質問は、県と市町村のということですか。

【柳田委員】

そうですね、市町村で取り組まれているような食育、これもやはり県のほうの流れから ということで理解してよろしいでしょうかね。

【健康対策課 永瀬参事】

今ほどのお話は、市の取組の中での回数とか、数字的なものということでしょうか。 市町村も自前で食育の計画を作ることになっていますので、市町村は市町村なりにとい う考えで、県計画を参考にして作成してくださっていると思います。

【村山会長】

県の地域振興局が市の計画策定に関わったりとか、そういうこともありますので、相互 のやりとりはあると思います。

他に、いかがでしょうか。

よろしいですか。

ないようでしたら、短い時間でしたので、御意見等十分に出尽くしていなかったかもしれませんが、御意見等ございましたらお手元の用紙等を用いて、事務局の生活衛生課にお寄せいただければと思います。

それでは、活発な御議論をいただきましたけど、事務局には本日の意見を踏まえて、計画の策定作業を進めていただきたいと思います。

本日予定していた議題は以上ですが、その他に皆さまから何かございますでしょうか。

ないようでしたら、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局 山内主任】

特にございません。

【村山会長】

それではこれで、議長の任を終了させていただきたいと思います。 長時間にわたり議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

【事務局 湯本副参事】

村山会長、大変ありがとうございました。

委員の皆さまにおかれましても、長時間にわたり熱心に御審議いただき大変ありがとう ございました。

県といたしましては、ここに参加している食の安全・安心戦略会議の各課を中心に、全 庁をあげて、食の安全・安心の確保に努めていきたいと考えております。

何かお気づきの点がございましたら、いつでも事務局まで御意見等いただければ幸いで す。

これをもちまして、「第 12 回にいがた食の安全・安心審議会」を閉会といたします。 本日は大変ありがとうございました。